

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

○特定非営利活動法人の設立の認証申請	(共同参画社会推進課)	一
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(同)	一
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更の届出	(障害福祉課)	二
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	二
○障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定	(同)	二
○障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定の辞退	(同)	二
○林業・木材産業改善資金に係る償還金の徴収事務の委託	(農林水産経営支援課)	三
○肥料の登録有効期間の更新	(農産園芸環境課)	三
○肥料の登録事項の変更	(同)	四
○肥料の登録の失効	(同)	六
○普通肥料の検査結果の公表	(同)	六
○特殊肥料の検査結果の公表	(同)	七
○県営土地改良事業計画の縦覧	(農村振興課)	九
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	(同)	九
○保安林の指定の予定(三件)	(森林整備課)	九
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(土木総務課)	一〇
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	一一

告 示

○宮城県告示第二百九十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 七ツ森大和会

代表者の氏名 堀籠 健也

主たる事務所の所在地 黒川郡大和町吉田割前四番一

定款に記載された目的

この法人は、「障害者や高齢者等を含め誰もが出来る限り同じ条件で、ともに生き、生きる」地域社会をつくることを目的とした理念に基づき、過疎・高齢化社会の中で生活する高齢者の介護サービス、障害者や生活保護者の福祉サービスの充実を図るために、地域の実態に即した高齢者福祉/介護施設の経営と介護保険指定事業者としての介護サービス事業及び介護保険でカバーされない制度外の独自サービスを提供し、地域福祉の増進を図り、不特定かつ多数のもの利益及び福祉の推進し寄与することを目的とする。

申請のあつた年月日 平成二十三年四月一日

○宮城県告示第二百九十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十三年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 JAPAN KURIHARA

代表者の氏名 佐藤 達雄

主たる事務所の所在地 栗原市築館字宇峠八ツ又四十七番地十一

定款に記載された目的

この法人は地域における災害復興・救済活動を通じて、住民活動の活性化を図り緑豊かな環境の整備、保全事業などの暮らしやすいまわりの行く。

また、地域環境を利用したグリーンツーリズムにより子どももの健全育成を図るほか、高齢者や障害者に対する医療・福祉活動、国際交流支援などにより誰もが安心して暮らせるノーマライゼーション社会の実

現に寄与することを目的とする。
 平成二十三年三月三十一日

四 申請のあった年月日
 ○宮城県告示第二百九十八号
 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十三年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	設置者名	事業所の名称及び所在地				変更年月日
○四一五二〇〇八〇七 （旧事業所番号〇四一五三〇〇四七四）	株式会社ジャパ ンケアサービス	変更前	変更後	変更前	変更後	平成二十三年 四月一日
		ジャパンケアサー ビス仙台中央・ヘル パスステーション 仙台市若林区三百人 町百八十一ライオン ズマンション保春院 西一〇一	ジャパンケアサー ビス仙台中央・ヘル パスステーション 仙台市宮城野区萩野 町三丁目十二番一	ジャパンケアサー ビス仙台中央・ヘル パスステーション 仙台市泉区松森字 鹿島五十三番五十八 号	ジャパンケアサー ビス仙台中央・ヘル パスステーション 仙台市泉区松森字 鹿島五十三番九号	平成二十三年 三月九日
○四一五五〇〇五八六	株式会社ジャパ ンケアサービス	変更前	変更後			

○宮城県告示第二百九十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十三年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一〇五〇〇三三四	気仙沼市のりの園	生活介護	社会福祉法人	平成二十三年

○四一三二〇〇一六	気仙沼市本吉町中島 三百五十八番地一		気仙沼市社会 福祉協議会	四月一日
○四一五五〇〇四二二	わ・は・わ美里 遠田郡美里町青生字 中ノ橋百七十三番地 二	生活介護 就労継続支援B 型	社会福祉法人 みんなの輪	平成二十三年 四月一日
	仙台市泉ひまわりの 家 仙台市泉区七北田字 道十三番地	生活介護	仙台市	平成二十三年 四月一日

○宮城県告示第三百一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十三年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	施設障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一〇五〇〇八六	障害者支援施設 只 越荘 気仙沼市唐桑町只越 三百四十六番十七	生活介護	社会福祉法人 恵心会	平成二十三年 四月一日
○四一一二〇〇三三	若草園 登米市東和町米川字 町裏百二十番地一	生活介護	社会福祉法人 恵泉会	平成二十三年 四月一日
○四一一二〇〇四一	若生園 登米市東和町米川字 西綱木二十四番地	生活介護	社会福祉法人 恵泉会	平成二十三年 四月一日

○宮城県告示第三百一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十七条の規定により指定障害者支援施設が次のとおり指定を辞退したので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十三年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	設置者名	辞退年月日
○四一〇五〇〇八六	只越荘 気仙沼市唐桑町只越 三百四十六番十七	社会福祉法人 恵心会	平成二十三年 三月三十一日
○四一五五〇〇四二二	仙台市泉ひまわりの家 仙台市泉区七北田字 道十三番地	仙台市	平成二十三年 三月三十一日

○宮城県告示第三百三十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、林業・木材産業改善資金に係る償還金の徴収事務を平成二十三年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十三年四月十九日

一 委託の相手方

- 角田市梶賀字高畑北百五十三番地 仙南中央森林組合
- 柴田郡川崎町大字前川字北原二十一番地の一 川崎町森林組合
- 伊具郡丸森町字田町南一番地の一 丸森町森林組合
- 白石市福岡長袋字岩崎八十一番地の六 白石蔵王森林組合
- 黒川郡大和町落合松坂字直南沢三十九番地の二十三 黒川森林組合
- 仙台市泉区市名坂字万吉前十九番地の一 宮城中央森林組合
- 大崎市岩出山下野目字長田百二十九番地の一 大崎森林組合
- 栗原市栗駒桜田街道西十一番地の九十六 栗駒高原森林組合

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 委託期間

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百三十一号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間の更新をした。

平成二十三年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

更新年月日	登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)				その他の規格	生産業者の氏名 又は名称	生産業者の住所	有効期限
				窒素全量	りん酸全量	加里全量	アルカリ分				
平成二十二年八月二十六日	第五三六号	魚かす粉末	魚粕6・5W	六・五	六・五		七〇・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	三陸フィッシュミール株式会社	宮城県石巻市大門町三丁目二番八号	平成二十八年十月二十八日
平成二十二年九月二十二日	第四七八号	副産石灰肥料	かきから肥料				四五・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	上野 重彦	宮城県気仙沼市柏崎四・三八	平成二十八年十月十七日
平成二十二年十月一日	第四四六号	副産石灰肥料	石45・0かき副産石灰南三陸1号				四五・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	遠藤 文吾	宮城県本吉郡南三陸町志津川字大久保一六八	平成二十八年十一月十七日
平成二十二年十一月四日	第四〇一号	炭酸カルシウム肥料	△53炭酸カルシウム肥料				五三・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	宮城石灰工業株式会社	宮城県登米市中田町上沼字本宮四七の二	平成二十八年十二月九日
平成二十二年十一月四日	第四〇三号	消石灰	65消石灰				六五・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	宮城石灰工業株式会社	宮城県登米市中田町上沼字本宮四七の二	平成二十八年十二月九日
平成二十二年十一月四日	第四〇四号	消石灰	70消石灰				七〇・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	宮城石灰工業株式会社	宮城県登米市中田町上沼字本宮四七の二	平成二十八年十二月九日

- 登米市登米町大字日根牛小池百番地 登米町森林組合
- 登米市東和町米川字小田百十番地の一 東和町森林組合
- 登米市津山町柳津字小麻七十八番地 津山町森林組合
- 本吉郡本吉町坊の倉八番地の一 本吉町森林組合
- 気仙沼市赤岩牧沢四十四番地 気仙沼市森林組合
- 石巻市大瓜字棚橋下待井六十五番地の一 石巻地区森林組合
- 仙台市青葉区上杉二丁目四番四十六号 宮城県森林組合連合会
- 仙台市青葉区東照宮一丁目八番八号 宮城県木材協同組合

平成二十三年一月二十日	第五三七八号	消石灰	65 顆粒消石灰	六五・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその制限事項は公定規格のとおり	東和石灰工業株式会社 代表取締役 佐藤 幸一	宮城県登米市中田町上沼 字北桜場八六番地	平成二十九年一月十九日
平成二十三年一月二十日	第五三三九号	消石灰	68 防散消石灰	六八・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその制限事項は公定規格のとおり	東和石灰工業株式会社 代表取締役 佐藤 幸一	宮城県登米市中田町上沼 字北桜場八六番地	平成二十九年一月十九日
平成二十三年一月二十日	第五四〇号	炭酸カルシウム肥料	△53 炭酸カルシウム肥料	五三・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその制限事項は公定規格のとおり	東和石灰工業株式会社 代表取締役 佐藤 幸一	宮城県登米市中田町上沼 字北桜場八六番地	平成二十九年一月十九日
平成二十三年一月二十六日	第四四四号	副産石灰肥料	45・0 かき副産石灰肥料特号	四五・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその制限事項は公定規格のとおり	阿部 哲夫	宮城県石巻市流留字町一 一番地の二	平成二十八年二月二十四日
平成二十二年十一月八日	第三三九号	消石灰	70 消石灰	七〇・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその制限事項は公定規格のとおり	株式会社トキワ	東京都品川区大崎三丁目 六番四号	平成二十八年十一月十三日
平成二十二年十一月八日	第三四〇号	消石灰	65 消石灰	六五・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその制限事項は公定規格のとおり	株式会社トキワ	東京都品川区大崎三丁目 六番四号	平成二十八年十一月十三日
平成二十二年十一月八日	第三四一号	炭酸カルシウム肥料	△53 炭酸カルシウム肥料	五三・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその制限事項は公定規格のとおり	株式会社トキワ	東京都品川区大崎三丁目 六番四号	平成二十八年十一月十三日
平成二十二年十二月二十四日	第四三五号	加工家きんふん肥料	加工家きんふん有機肥料1号	三・〇 四・〇 二・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその制限事項は公定規格のとおり	片倉チツカリン株式会社 取締役社長 西見 徹	東京都千代田区九段北一 丁目一三番五号	平成二十九年二月二十五日
平成二十三年一月二十日	第五三七号	消石灰	70 消石灰	七〇・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその制限事項は公定規格のとおり	東和石灰工業株式会社 代表取締役 佐藤 幸一	宮城県登米市中田町上沼 字北桜場八六番地	平成二十九年一月十九日

○宮城県告示第三百四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録事項に係る変更の届出があった。

平成二十三年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第五三三三号	魚かす粉末	魚粕7・0 魚かす粉末	協同フィッシュミール工業株式会社 代表取締役 森田 雅彦 東京都千代田区内神田一丁目三番一号	代表者の氏名	依光 正勝	代表取締役 森田 雅彦	変更年月日
登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	生産業者の氏名又は 名称及び住所	変更事項	変更前	変更後	変更年月日

第五四七号	混合有機質肥料	バイオノ有機P ER6・5	大成農材株式会社 代表取締役 杉浦 宏 広島県広島市中区鉄砲町七番八号	会社所在地の移転 による住所変更	広島県広島市東区戸板新町二丁目 一四番一四号	広島県広島市中区鉄砲町七番八号	平成二十二年 十一月一日
第五五八号	混合有機質肥料	バイオノミック S・B・M	大成農材株式会社 代表取締役 杉浦 宏 広島県広島市中区鉄砲町七番八号	会社所在地の移転 による住所変更	広島県広島市東区戸板新町二丁目 一四番一四号	広島県広島市中区鉄砲町七番八号	平成二十二年 十一月一日
第四〇一号	炭酸カルシウム 肥料	△53炭酸カルシウ ム肥料	宮城石灰工業株式会社 代表取締役 佐藤 幸一 宮城県登米市中田町上沼字北桜場八六番地	会社所在地の移転 による住所変更	宮城県登米市中田町上沼字本宮四 七番地の二	宮城県登米市中田町上沼字北桜場 八六番地	平成二十二年 十二月二十日
第四〇三号	消石灰	65消石灰	宮城石灰工業株式会社 代表取締役 佐藤 幸一 宮城県登米市中田町上沼字北桜場八六番地	会社所在地の移転 による住所変更	宮城県登米市中田町上沼字本宮四 七番地の二	宮城県登米市中田町上沼字北桜場 八六番地	平成二十二年 十二月二十日
第四〇四号	消石灰	70消石灰	宮城石灰工業株式会社 代表取締役 佐藤 幸一 宮城県登米市中田町上沼字北桜場八六番地	会社所在地の移転 による住所変更	宮城県登米市中田町上沼字本宮四 七番地の二	宮城県登米市中田町上沼字北桜場 八六番地	平成二十二年 十二月二十日
第四一〇号	炭酸カルシウム 肥料	12・0苦土入り 炭酸カルシウム 肥料	宮城石灰工業株式会社 代表取締役 佐藤 幸一 宮城県登米市中田町上沼字北桜場八六番地	会社所在地の移転 による住所変更	宮城県登米市中田町上沼字本宮四 七番地の二	宮城県登米市中田町上沼字北桜場 八六番地	平成二十二年 十二月二十日
第四一〇号	炭酸カルシウム 肥料	10・0苦土入り 炭酸カルシウム 肥料	宮城石灰工業株式会社 代表取締役 佐藤 幸一 宮城県登米市中田町上沼字北桜場八六番地	会社所在地の移転 による住所変更	宮城県登米市中田町上沼字本宮四 七番地の二	宮城県登米市中田町上沼字北桜場 八六番地	平成二十三年 一月二十五日

○宮城県告示第三百五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により、次の肥料の登録は失効した。

平成二十三年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

失効年月日	登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)			その他の規格	生産業者の氏名 又は名称	生産業者の住所
平成二十二年 九月七日	第五三三二号	乾燥菌体肥料	FK7	窒素全量 七・〇	りん酸全量 二・〇	加里全量 一・五	含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は法定規格のとおり	福栄肥料株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通三丁目二六番地
平成二十二年 十月二十二日	第四九三三号	塩化加里	57・0粒状塩化 加里	アルカリ分				片倉チツカリン株 式会社 取締役 西見 徹	東京都千代田区九段北一丁目二三番五号

○宮城県告示第三百六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十三年四月十九日

平成二十二年三月から二十三年三月分

宮城県知事 村 井 嘉 浩

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要		備考
			分析検査	指摘事項	
加工家きんふん肥料	株式会社伊達物産まほろば	ダテユーキペレット	主成分・TN、TP、TK		保証票の検査 その他の検査
混合有機質肥料	片倉チツカリン株式会社	くみあい有機940	主成分・TN、TP		カドミウム、ヒ素、水分
魚かす粉末	株式会社稲井	イナホ9魚粕粉末	主成分・TN、TP		
副産石灰肥料	株式会社グリーンマン	蛎次郎(かきじろ)	主成分・AL		ニッケル、クロム、チタン
副産石灰肥料	三浦 渉	シエル100%肥料	主成分・AL		ニッケル、クロム、チタン

(注) 一 分析検査及びその他の検査欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表し得るように必要袋数(ばらの場合には、必要部位数)を抽出し、混合した試料一点について検査した結果である。

二 分析検査の項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

三 主成分の略号は次のとおりである。

TN・窒素全量、TP・リン酸全量、TK・加里全量、AL・アルカリ分

○宮城県告示第三百七号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三十条第七項の規定により、特殊肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十三年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十二年三月から二十三年三月分

特殊肥料名	生産業者、輸入業者若しくは販売業者又は表示者	届出名(及び商品名)	検査の結果										備考
			TN(%)	TP(%)	TK(%)	TCU(mg/kg)	TZn(mg/kg)	TCaO(%)	C/N	水分(%)	その他検査	立入年月日	
たい肥	株式会社伊達物産まほろば	ダテユーキ	三・一九	二・六一	二・六四				五・一	三・二		立入年月日 二十二年七月十五日	

たい肥	たい肥	たい肥	たい肥	たい肥	たい肥	動物の排せつ物	たい肥	たい肥	たい肥	たい肥	たい肥	たい肥	たい肥	たい肥
気仙沼市本吉有機肥料センター	有限会社三喜	株式会社オタジマファーム中野農場	ゴールド興産株式会社宮城工場	ゴールド興産株式会社宮城工場	株式会社宮城醗酵	イセファーム東北株式会社	加美コンポスト利用組合	有限会社マルトウ畜産	株式会社栗駒ファーム	株式会社栗駒ファーム	株式会社バイオ技研	有限会社蔵王高原牧場	株式会社大地酵素	株式会社サンエスブリーディング
もとよし有機	三喜1号	豚ふん	ハイアミノ10	パッチリ米キング	チャンピオン堆肥	ISEスーパーグリーン	イセグリーン	とん豚のたい肥	ハイコンユーキ	醗酵けいふん	グリーンスパット	牛ふんたい肥	大地のいのち	いきいきパワー
二・一〇	三・五三	一・三四	一〇・四九	九・二〇	〇・六六	二・六三	二・九五	三・四三	一・一一	一・七〇	三・二九	二・〇四	一・三五	二・〇五
三・〇三	二・九七	二・七〇	二二・二〇	一六・一〇	一・〇〇	四・七七	四・三一	六・二二	二・九四	四・三四	四・三二	三・一五	二・三四	五・七四
三・九七	一・八八	一・六三	四・九八	七・七三	〇・九〇	三・五二	三・三二	四・二一	一・九六	三・四八	三・六〇	三・一一	一・九九	一・九六
六七・三	七・七	一六一・〇	三五三・〇	四一五・〇	三一・八	五五・九	五〇・一	三一・〇	一〇八・〇	五九・四				
四二二・〇	四二・〇	三七三・〇	二四四・〇	三三九・〇	二二三・〇	六七五・〇	五六八・〇	一、五八五・〇	五〇六・〇	五五〇・〇				
五三・二	一・八	四・三	七・四	八・九	二・九	二二・四	二二・八	七・三	六・八	一九・七				
一二・〇	一二・五	九・四	一・二	一・一	一二・二	七・六	七・一	六・六	一一・九	一一・三	九・四	一三・〇	一一・七	六・〇
二九・二	八・八	四一・三〇	一一・二	三・八二	六三・八	二二三・三	一三・八	二五・三	四四・二	二七・〇	一八・四	二四・五	四四・九	二七・七
立入年月日 二十三年一月十八日	立入年月日 二十三年一月十九日	立入年月日 二十二年十二月二十一日	立入年月日 二十二年十二月十六日	立入年月日 二十二年十二月十六日	立入年月日 二十二年十二月十五日	立入年月日 二十二年十二月十五日	立入年月日 二十二年十二月十五日	立入年月日 二十二年十二月十三日	立入年月日 二十二年十二月八日	立入年月日 二十二年十二月八日	立入年月日 二十二年十二月二十二日	立入年月日 二十二年十二月二十二日	立入年月日 二十二年十二月二十二日	立入年月日 二十二年十二月二十五日

備考 一 分析検査を実施した成分の略号は、次のとおりである。

T N・窒素全量、T P・りん酸全量、T K・加里全量、T C u・銅全量、T Z n・亜鉛全量、T C a O・石灰全量、C / N・炭素窒素比、水分・水分含量

二 分析値は、T C u及びT Z nについては乾物当たりの数値、それ以外の項目については現物当たりの数値である。

○宮城県告示第三百八号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県管上福田地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十三年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十三年四月十九日から平成二十三年五月二十日まで

三 縦覧場所

東松島市役所、美里町役場

○宮城県告示第三百九号

県管前川地区土地改良事業（湛水防除事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十三年四月十九日

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十三年四月十九日から平成二十三年五月二十日まで

三 縦覧場所

大郷町役場

○宮城県告示第三百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があつた。

平成二十三年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

登米市津山町横山字地志貝一三四の一から一三四の四まで、字小金沢九八

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種を定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係るものは次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 次のとおり「は」省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。()

○宮城県告示第三百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を

する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市栗駒文字荒砥沢四五の五〇

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 1 保安林予定森林の所在場所

栗原市栗駒文字沼前三二の一七

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。（）

○宮城県告示第三百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を

する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市栗駒沼倉耕英南二の一、六四（次の図に示す部分に限る。）九一の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

沼倉耕英南二の一・六四・九一の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係るものは次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。（）

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十三年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 平成二十三年度土木部リースパソコン一括貸借等、

導入設定及び保守業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 土木部土木総務課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十三年二月二十三日

四 落札者の名称及び所在地 仙台市青葉区本町三丁目一番一号 東京センチュリーリース株式会社 東北支店

- 五 落札金額 千七百六十二万七千四百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十三年一月十四日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十三年四月十九日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

岩沼市小川字神田町四十番一及び同字上町五十

二番一

巨理郡巨理町逢隈鹿島字西鹿島百二番地四

ラピス・リジュールB一〇二

布田 秀一

- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）